

弘前市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物の建築に関する届出について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）において使用する用語の例による。

(届出の添付図書)

第3条 施行規則第12条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は型式住宅部分等製造者認証書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。）を活用する場合にあっては、当該評価書又は認証書の写し
- (2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）を活用する場合にあっては、当該評価書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(市長が不要と認める図書)

第4条 施行規則第12条第4項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に掲げる図書を添付する場合にあっては、各種計算書
- (2) その他市長が不要と認める図書

(軽微変更該当証明)

第5条 施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に限る。）の変更が、同規則第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書類の交付を申請する場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請書（様式第1号）を市長に提出し

なければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に限る。）の変更が、同規則第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当する場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書（様式第2号）を交付するものとする。

（計画の取下げ）

- 第6条 法第12条第1項若しくは第2項又は法第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請を行った者が、当該申請を取り下げようとするときは、取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（建築等の取りやめ）

- 第7条 建築主は建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の新築等を取りやめる場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（基準適合命令）

- 第8条 市長は、法第14条第1項の規定により建築主に対し是正措置命令をする場合は、是正措置命令書（様式第5号）により行うものとする。

（指示）

- 第9条 市長は、法第16条第1項の規定により提出者に対し変更を指示する場合は、計画の変更その他必要な措置をとるべき旨の指示書（様式第6号）により行うものとする。
- 2 市長は、法第19条第2項の規定により届出者に対し変更を指示する場合は、計画の変更その他必要な措置をとるべき旨の指示書（様式第7号）により行うものとする。

（指示に係る措置命令）

- 第10条 市長は、法第16条第2項の規定により指示に係る措置をとるべき命令をする場合は、指示に係る措置命令書（様式第8号）により行うものとする。
- 2 市長は、法第19条第3項の規定により指示に係る措置をとるべき命令をする場合は、指示に係る措置命令書（様式第9号）により行うものとする。

（報告の徴収）

- 第11条 市長は、法第17条第1項又は法第21条第1項の規定により建築主等に対し報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（様式第10号）により建築主等に通知するものとする。
- 2 前項の規定により市長から報告を求められた建築主等は、報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。